

美濃加茂市国民保護計画(案)の概要

美濃加茂市

美濃加茂市国民保護計画(案)の概要

第1編 総論

第1章 美濃加茂市の責務、計画の位置づけ、構成等

P. 1～5

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

P. 1

(1) 市の責務(国民保護法第3条関係)

市は、武力攻撃事態等において、国が定める「国民の保護に関する基本指針」及び岐阜県の「国民の保護に関する計画」を踏まえ、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市長は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項(国民保護法第35条関係)

市国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

- ① 市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

P. 2

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続(国民保護法第35条、第39条関係)

P. 2

4 美濃加茂市地域防災計画との関連

P. 2

5 用語の定義

P. 2～5

第2章 国民保護措置に関する基本方針

P. 6～7

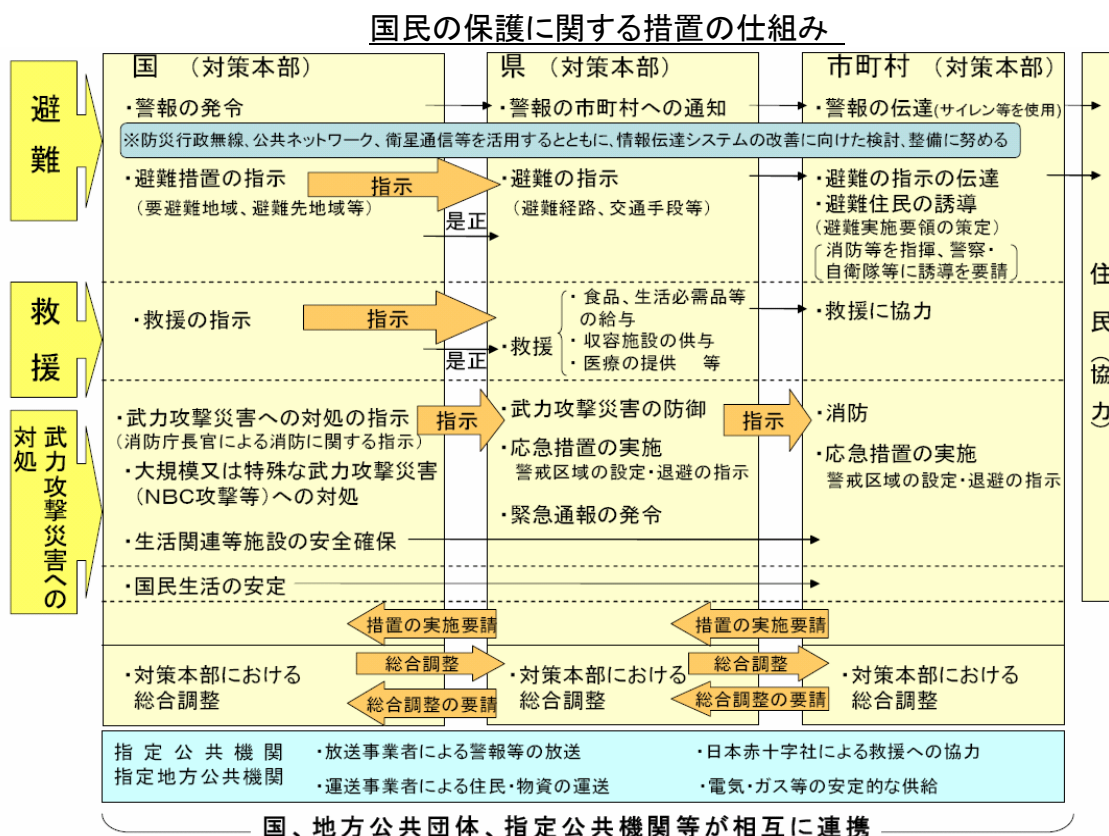
国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重など下記の事項に留意するとともに、住民が、自発的な意思に基づき、協力する気運づくりに努める。

- 1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条関係) P. 6
- 2 国民の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条関係) P. 6
- 3 国民に対する情報提供(国民保護法第8条関係) P. 6
- 4 関係機関相互の連携協力の確保(国民保護法第3条関係) P. 6
- 5 国民の協力(国民保護法第4条関係) P. 6
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条関係) P. 7
- 7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条関係) P. 7
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条関係) P. 7

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

P. 8～10

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や、連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。



- 1 関係機関の事務又は業務の大綱(市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等) P. 8～10
- 2 関係機関の連絡先(資料編に掲載) P. 10

第4章 美濃加茂市の地理的、社会的特徴 P. 11～12

1 地理的特徴 P. 11～12

市は、岐阜県の南部の中央に位置し、北は関市・加茂郡七宗町、東は加茂郡川辺町・八百津町、南は可児市、西は加茂郡坂祝町・富加町に接している。

2 社会的特徴 P.12

(1) 交通

① 道路

昔から中山道の宿場町(太田宿)として栄えたところであり、国道 21 号、41 号、248 号、418 号に加え、41 号バイパス、248 号バイパス、東海環状自動車道美濃加茂ICが整備され、交通の要衝となっている。

② 鉄道

市内には、JR高山本線、太多線及び長良川鉄道が運行されている。

(2) ダム等

- ・ 今渡ダム……古井地域
- ・ 川辺ダム……下米田地域
- ・ 蜂屋調整池……蜂屋地域

(3) 大規模集客施設等

- ・ アピタ美濃加茂店
- ・ 美濃太田駅北商業地区
- ・ 平成記念公園日本昭和村

第5章 市国民保護計画が対象とする事態 P. 13～14

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

事 態	事 態 類 型
1 武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
2 緊急処理事態	①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃 ○ 原子力事業所等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ダムの破壊 ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃 ○ 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
 - 炭疽菌やサリンの大量散布、放射性爆弾による攻撃
- ④交通機関を破壊手段とした攻撃
 - 航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

3 本市において特に留意すべき事項

P. 13～14

- 近隣の各務原市に航空自衛隊岐阜基地がある。
- 隣の福井県に原子力発電所がある。
- 市内には、東海環状自動車道のほか国道4線、また、JR高山本線など3線が通っている。武力攻撃事態時には、重要な避難経路、また救援物資の輸送経路として交通規制が想定される。
- 市内には、大手企業の立地などにより、昼間人口が夜間人口を上回っており、企業の就業時間帯に国民保護措置をとる必要が生じた場合、市外からの就業者も含めた対応が必要となる。
- 市内186自治会のうち167自治会で自主防災組織が結成されている(平成18年4月1日現在)。国民保護措置の必要が生じた場合は、避難住民の誘導などに消防団をはじめ、自主防災組織の協力が不可欠となる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

P. 15～23

1 市における組織・体制の整備

P. 15～17

- (1) 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置における本部各部・各班の任務分担として示された事項を迅速かつ的確に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。
- (2) 市の初動体制

市は、地域防災計画の体制を活用し初動対応に万全を期するため、24時間即応体制をとるとともに、次の事態の状況に応じた初動体制と職員参集基準をとる。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制
事態認定後	県内の本市以外の市町村が対策本部設置通知を受けた場合	市警戒本部体制
	本市が対策本部設置通知を受けた場合	市対策本部体制

【職員参集基準】

体制	参集基準
情報収集体制	防災担当部局職員及び関係課の指定された職員
市警戒本部体制	防災担当部局職員及び関係課職員
市対策本部体制	全ての職員

(3) 消防機関の体制

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、初動時における市との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等(国民保護法第6条、第175条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済のために迅速に対応する体制の整備を図る。

2 関係機関との連携体制の整備

P. 17～19

市は、防災のための連携体制を活用し、国、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携を図る。

3 通信の確保

P. 19～20

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

4 情報収集・提供等の体制整備

P. 20～22

(1) 基本的な考え方

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条、第48条関係)

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

(3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備(国民保護法第94条関係)

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報を収集し、整理、報告及び提供することができるよう、体制を整備する。

5 研修及び訓練

P. 22～23

(1) 研修

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど、多様な方法により研修を行う。

(2) 訓練(国民保護法第42条関係)

- 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図る。
- 市は、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとともに、参加が容易になるよう、開催時期や場所等に配慮する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

P. 24～27

1 避難に関する基本的事項

P. 24～25

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備する。

2 避難実施要領のパターンの作成(国民保護法第61条関係)

P. 25

市は、県その他関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項(国民保護法第75条、第76条関係)

P. 25

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を整備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等(国民保護法第71条、第79条関係)

P. 25～26

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

5 避難施設の指定への協力(国民保護法第148条関係)

P. 26

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等(国民保護法第102条関係)

P. 26～27

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

P. 28～29

1 基本的考え方

P. 28

市は、国民保護措置のために必要な物資や資材の備蓄について、防災のための物資や資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

2 国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備 P. 28
(国民保護法第142条、第144条、第145条関係)

市は、防災のために備蓄している物資や資材を活用できるよう、品目、備蓄量、備蓄先、供給要請先等を確実に把握しておくとともに、武力攻撃事態等において必要となる物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 P. 28～29
(国民保護法第142条、第145条関係)

市は、国民保護措置の実施に活用できるよう、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第4章 国民保護に関する啓発 P. 30

1 国民保護措置に関する啓発(国民保護法第43条関係) P. 30

市は、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 P. 30
(国民保護法第43条関係)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長への通報について、住民への周知を図る。また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や、地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処にも、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。

3篇 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立 P. 31～32

1 初動体制 P. 31

市は、初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、事態の推移に応じ、以下の体制をとる。

情報収集体制	国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国や県が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、市長が情報収集体制を強化する必要があると認めるとき。
警戒体制	国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、県内の本市以外の市が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき。 ※ 市警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。

2 市対策本部への移行 P. 31

市警戒本部を設置した後に、本市に対し、市対策本部を設置すべき通知があった場合は、直ちに、市対策本部に移行する。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

P. 31～32

市は、国から県を通じて、警戒の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、市警戒本部体制をとり、即応体制の強化を図る。

第2章 市対策本部の設置等

P. 33～35

1 市対策本部

P. 33

(1) 設置及び廃止(国民保護法第27条、第30条関係)

市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合又はその解除の通知を受けた場合は、市対策本部を設置又は廃止する。また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

なお、設置及び廃止については、庁内放送、FAX、電子メール等により全部課・出先機関に通知するとともに、関係機関・団体に通知する。

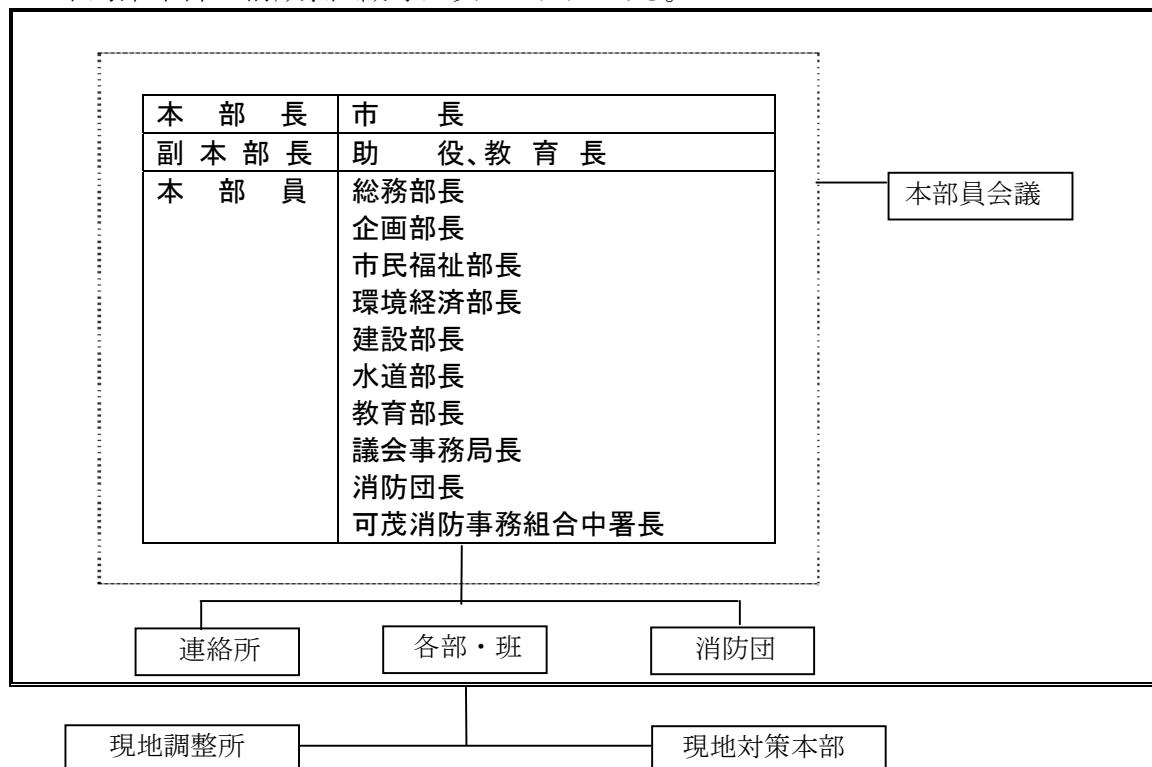
(2) 設置場所

設置場所は、市長が指定した場所とする。

なお、市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定する。また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(3) 組織等(国民保護法第28条関係)

市対策本部の構成、組織等は次のとおりである。



2 分担任務

P.34～35

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

(1) 本部長

本部長は、市対策本部の事務を総括する。

(2) 副本部長

副本部長(助役・教育長)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 本部員会議

本部員会議は、国民保護対策の重要事項を協議するとともに、総合的な調整とその実施の推進にあたる。

(4) 本部の各部・班

本部に部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する任務を処理し、所属の職員を指揮監督するほか、本部員として本部員会議に出席する。

班長は、部長を補佐し、その命を受け、班に属する任務を処理する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(消防機関、県、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

3 通信の確保

P. 35

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

P. 36～39

1 国・県対策本部との連携

P. 36

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

P. 36

(国民保護法第11条、第16条、第21条関係)

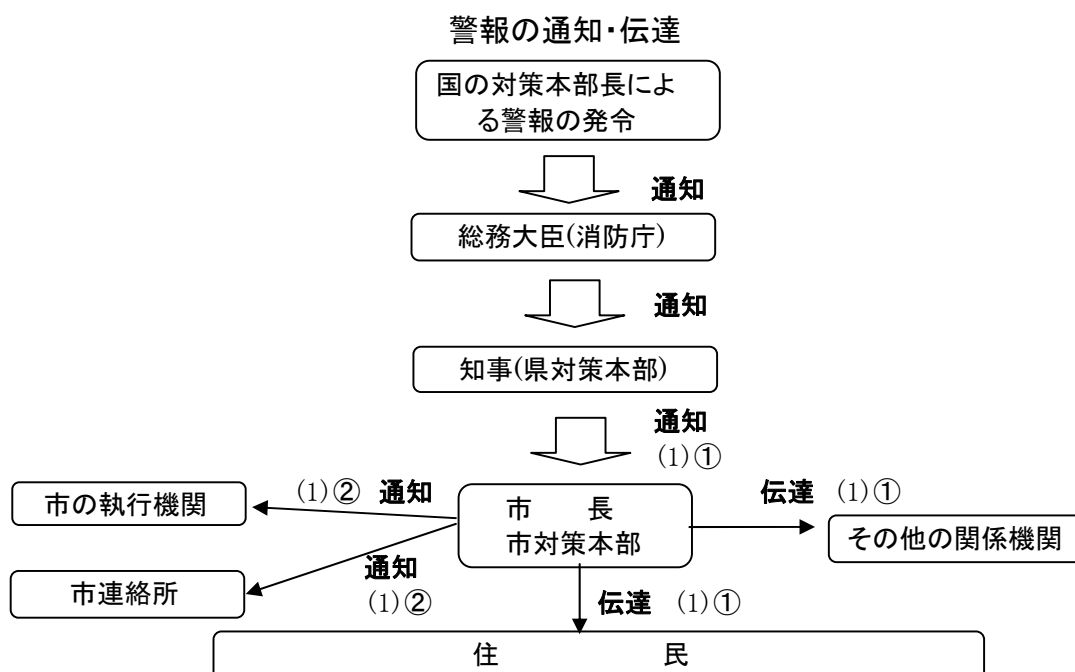
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (国民保護法第20条関係)	P. 36
市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)の要請を行うよう求める。	
4 他の市町村長等に対する応援の要求 (国民保護法第17, 18条関係)	P. 37
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (国民保護法第151条～第153条関係)	P. 37
6 市の行う応援等 (国民保護法第17条、第19条関係)	P. 38
7 自主防災組織等に対する支援等 (国民保護法第4条関係)	P. 38
8 住民への協力要請 (国民保護法第4条関係)	P. 38～39
(1) 避難住民の誘導(国民保護法第70条関係)	
(2) 避難住民等の救援(国民保護法第80条関係)	
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他武力攻撃災害への対処に関する措置 (国民保護法第115条関係)	
(4) 保健衛生の確保(国民保護法第123条関係)	

第4章 警報及び避難の指示等

P. 40～49

1 警報の伝達等(国民保護法第47条関係)

P. 40～41



(1) 警報の伝達及び通知(国民保護法第47条関係)

① 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法

(伝達先、手段、順位)により、直ちに、住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会(自主防災組織)、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校等)に伝達する。

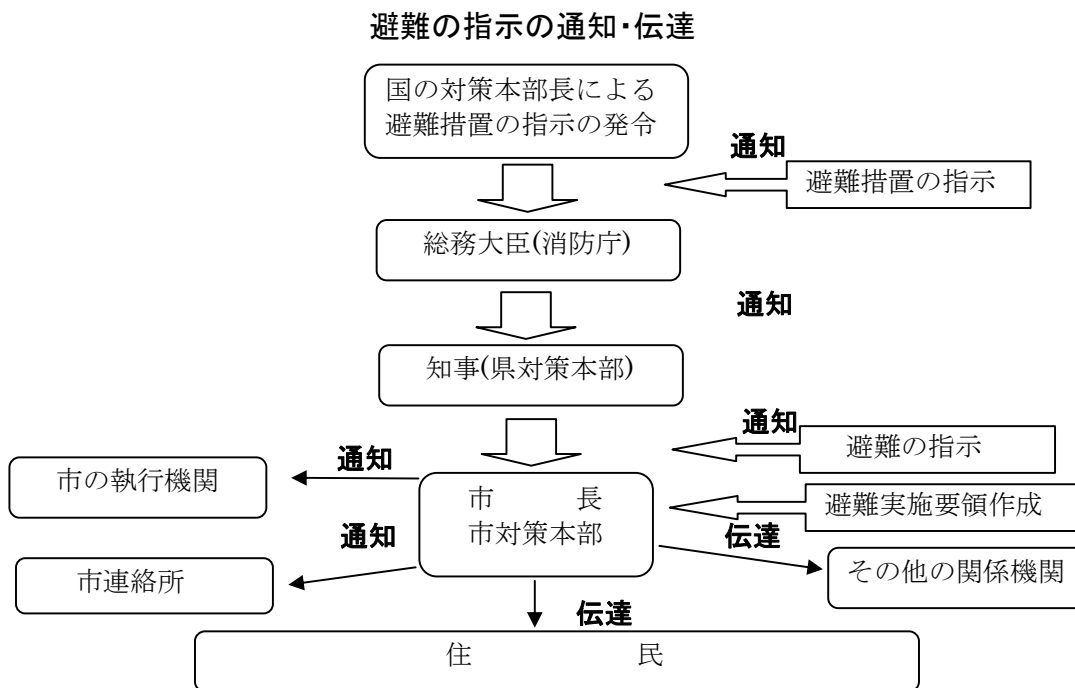
② 警報の通知

市長は、本市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園等)に対し、直ちに、警報を通知する。

2 避難住民の誘導等(国民保護法第54条関係)

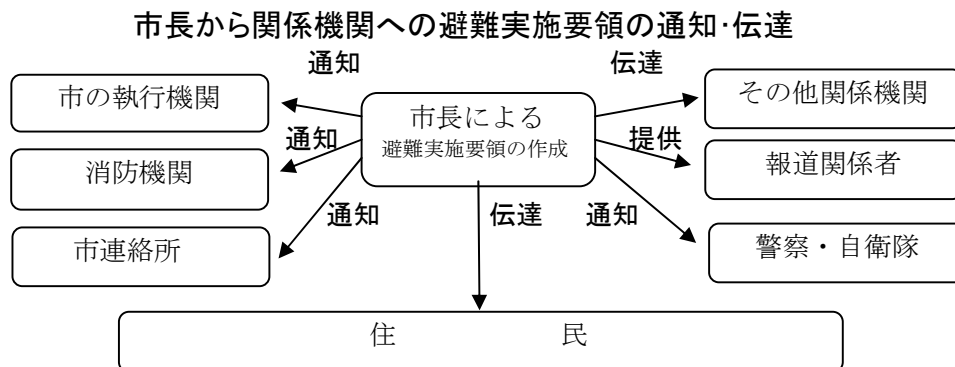
P. 42~49

(1) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



(2) 避難実施要領の策定(国民保護法第61条関係)

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県その他の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成する避難マニュアル及び県の作成する避難行動指針を参考に、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

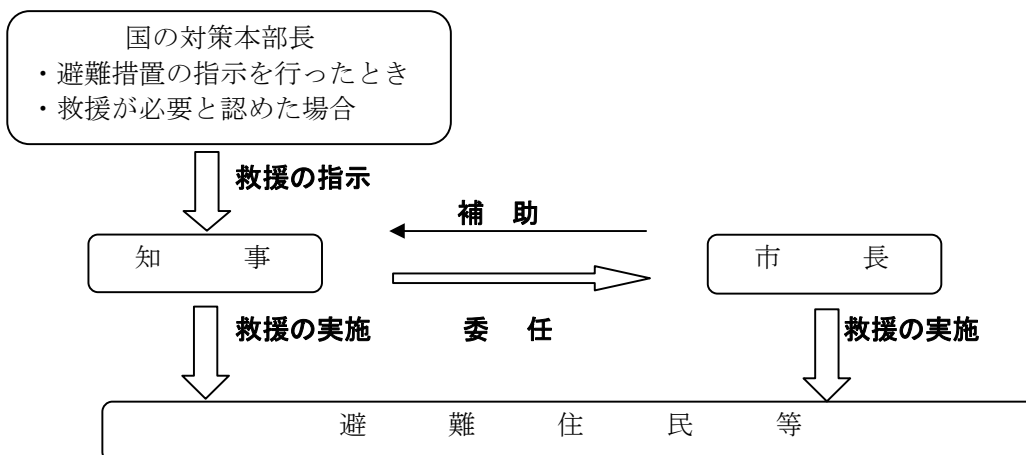


(3) 避難住民の誘導(国民保護法第62条～第71条関係)

- 市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。
- 市長は本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。
- 市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織のリーダーに対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
- 市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。
- 避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。
- 市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。
- 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。
- 市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

第5章 救援

P. 50～54



1 救援の実施(国民保護法第76条関係)

P. 50

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる

措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ② 炊き出しその他による食品や飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の支給又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の支給
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

P. 50～51

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

3 救援の内容(国民保護法第75条関係)

P. 51～53

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

P. 53

核攻撃又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃(NBCを用いた攻撃)の場合には、特殊な医療活動を実施する必要があるので、県と連携した対応に留意する。

5 自主防災組織等との連携

P. 54

市は、武力攻撃災害の場合であっても、一般災害の場合と同様に、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

6 救援に従事する者の安全確保

P. 54

第6章 安否情報の収集・提供

P. 55～57

1 安否情報の収集(国民保護法第94条関係)

P. 56

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察その他関係機関への照会等により安否情報の収集を行う。

2 県に対する報告(国民保護法第94条関係)

P. 56

3 安否情報の照会に対する回答(国民保護法第95条関係)

P. 56～57

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

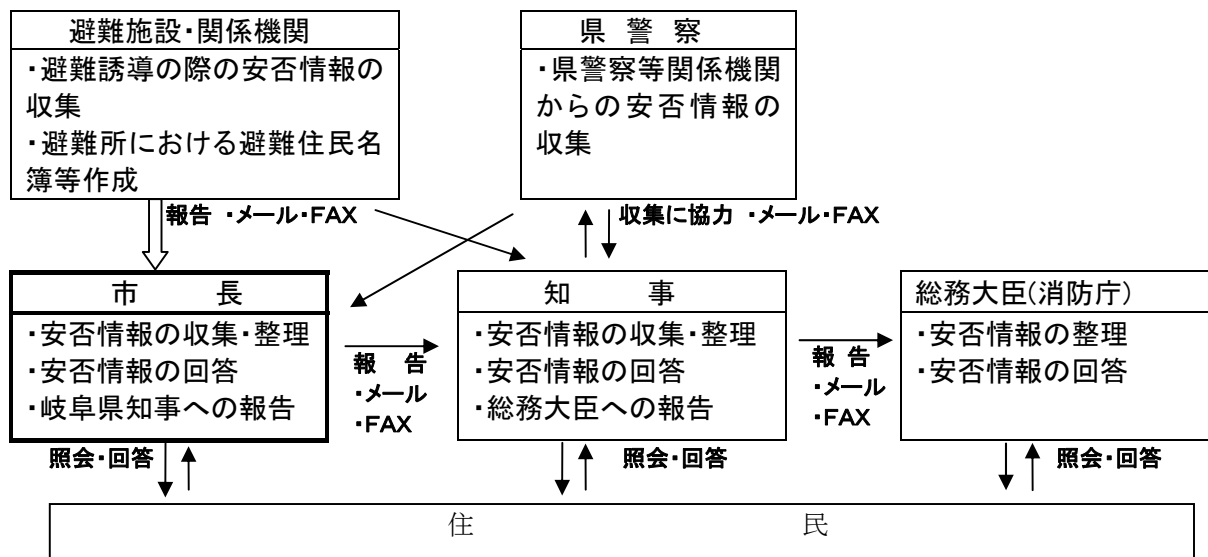
(2) 安否情報の回答

4 日本赤十字社に対する協力

P. 57

市長は、日本赤十字社岐阜県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

安否情報の収集・整理・提供の流れ



【情報収集項目】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む)
- ⑥ 国籍(日本国籍を有しないものに限る)
- ⑦ その他個人を識別する情報(①～⑥の情報が不明な場合)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況

- ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他安否確認に必要な事項
 - ⑫～⑭ 照会への回答又は公表の同意について
- 2 死亡住民(上記①～⑦に加えて)
- ⑧ 死亡の日時・場所及び状況
 - ⑨ 遺体の所在場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①～⑩の親族・知人以外の者からの照会に対し回答することへ同意について
(回答者は、配偶者又は直近の直系親族)

第7章 武力攻撃災害への対処

P. 58～66

1 生活関連等施設の安全確保等

P. 58～59

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方(国民保護法第97条関係)

① 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報(国民保護法第98条関係)

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 生活関連等施設の安全確保(国民保護法第102条関係)

① 生活関連等施設の状況の把握

② 消防機関による支援

③ 市が管理する施設の安全の確保

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除(国民保護法第103条関係)

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

P. 59～63

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害は、原災法に基づく措置、あるいは国による高度な専門的、技術的措置が必要であり、通常の武力攻撃災害とは異なる特殊性を有している。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処(国民保護法第105条関係)

市は、事業所外運搬中の核燃料物質等又は県外原子力事業所で武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、以下に掲げる措置を講ずる。

- ① 地域防災計画の準用
- ② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- ③ 住民の避難誘導
- ④ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ⑤ 国への措置命令の要請等
- ⑥ 安定ヨウ素剤の配布
- ⑦ 職員の安全の確保

(2) NBC攻撃による災害への対処(国民保護法第107条、第108条関係)

市長は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

- ② 国の方針に基づく措置の実施
- ③ 関係機関との連携
- ④ 汚染原因に応じた対応
- ⑤ 市長等の権限
- ⑥ 要員の安全の確保

3 応急措置等

P. 63～66

(1) 退避の指示(国民保護法第112条関係)

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

- ② 退避の指示に伴う措置等
- ③ 安全の確保等

(2) 警戒区域の設定(国民保護法第114条関係)

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

- ② 警戒区域の設定に伴う措置等
- ③ 安全の確保

(3) 応急公用負担等

① 市長の事前措置(国民保護法第111条関係)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるお

それがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担(国民保護法第113条関係)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとする場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは必要な措置を講ずる

(4) 消防に関する措置等(国民保護法第117条～第120条関係)

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

② 消防機関の活動

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

⑥ 消防の相互応援に関する出動

⑦ 医療機関との連携

⑧ 安全の確保

第8章 被災情報の収集及び報告

P. 67

1 被災情報の収集(国民保護法第126条関係)

P. 67

市は、関係機関と連携して、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

2 被災情報の報告(国民保護法第127条関係)

P. 67

3 被災情報の提供

P. 67

第9章 保健衛生の確保その他の措置

P. 68～69

1 保健衛生の確保

P. 68

市は、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、保健衛生、防疫、食品衛生、飲料水衛生、栄養指導に関する措置を実施する。

2 廃棄物の処理(国民保護法第124条関係)

P. 68～69

第10章 国民生活の安定に関する措置

P. 70

1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条関係)

P. 70

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高

騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等 P. 70

- (1) 被災児童生徒等に対する教育
- (2) 公的徴収金の減免等(国民保護法第162条関係)

3 生活基盤等の確保 P. 70

- (1) 水の安定的な供給
- (2) 公共的施設の適切な管理

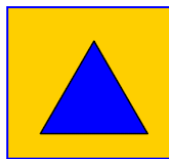
第11章 特殊標章等の交付及び管理

P. 71～72

市長及び消防長は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の適切な交付及び管理を行う。

1 特殊標章等(国民保護法第158条関係) P. 71

- (1) 特殊標章
- (2) 身分証明書
- (3) 識別対象



(オレンジ色地に青の正三角形)

身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity	
交付等の年月日/Date of iss. _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期限の満了日/Date of expiry _____	

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks information 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

2 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条関係) P. 71～72

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- (1) 市長
 - ① 市の職員(消防長の所轄の消防職員、並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で、国民保護措置に係る職務を行う者
 - ② 消防団長及び消防団員
 - ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 消防長
 - ① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (3) 水防管理者
 - ① 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ② 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ③ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発 P. 72

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

P. 73～75

1 基本的考え方(国民保護法第139条、第140条関係) P. 73

- (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、その管理する施設及び設備について、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- (2) 通信機器の応急の復旧

市は、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。
- (3) 県に対する支援要請

市は、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧(国民保護法第139条関係) P. 73

- 市は、市が管理するライフライン施設について、速やかに、被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- 市は、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

P. 74

1 国における所要の法制の整備等(国民保護法第141条関係) P. 74

2 市が管理する施設及び設備の復旧(国民保護法第141条関係) P. 74

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

P. 75

- 1 国への負担金の請求(国民保護法第168条関係) P. 75
- 2 損失補償及び損害補償(国民保護法第159, 160条関係) P. 75
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん(国民保護法第161条関係) P. 75

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態(国民保護法第172条関係) P. 76

緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達が次の2によるほか、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 P. 76

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。